

## 電気通信事業の中継施設等の設置協議書について

### 補足説明1

#### 2 添付書類(8)のその他参考となる資料の隣接土地所有者同意書について

田辺市では転用箇所から4m、(龍神村、中辺路町、本宮町、旧大塔地域は90cm)以内に農地がある場合、その所有者の同意を必用とします。

### 補足説明2

2 添付書類の中には書かれていませんが、貸す側の意思の確認として賃貸契約書(写)又は所有者の同意書(写)を添付してください。

### 補足説明3

様式第5号の事業計画書の認定電気通信事業社名の欄について、記載された内容が会社名までなら押印不要、代表者名まで記載されたなら押印が必要となります。